

令和5年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和5年12月8日(金曜日)

○日時 令和5年12月8日 午前10時00分開会

松浦敏司

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第4号 令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算
3. 議案第7号 網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
4. 議案第8号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分
5. 陳情第3号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情
6. 網走市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)、第4期特定健康診査等実施計画について
7. 網走市老人デイサービスセンターの廃止について
8. 破碎リサイクル施設の火災事案
9. 二軸破碎機の視察について
10. いじめ防止対策に関する提言について

○説明者

| | |
|----------|-------|
| 副市長 | 後藤利博 |
| 市民環境部長 | 田邊雄三 |
| 健康福祉部長 | 結城慎二 |
| 健康福祉部参事監 | 永森浩子 |
| 戸籍保険課長 | 渡邊真知子 |
| 戸籍保険課参事 | 小沼麻紀 |
| 生活環境課長 | 近藤賢 |
| 健康推進課長 | 本橋洋樹 |
| 健康推進課参事 | 阿部昌和 |
| 健康推進課参事 | 今野多賀子 |
| 社会福祉課長 | 清杉利明 |
| 介護福祉課長 | 小西正敏 |
| 子育て支援課長 | 岩本純一 |
| 子育て支援課参事 | 東出信幸 |

.....

| | |
|---------|------|
| 教育長 | 岩永雅浩 |
| 学校教育部次長 | 大垣正紀 |
| 社会教育部長 | 吉村学 |
| 学校教育課長 | 高橋善彦 |
| 学校教育課参事 | 里見達也 |
| スポーツ課長 | 大西広幸 |

○出席委員(7名)

| | |
|------|------|
| 委員長 | 永本浩子 |
| 副委員長 | 村椿敏章 |
| 委員 | 金兵智則 |
| | 栗田政男 |
| | 里見哲也 |
| | 古田純也 |
| | 古都宣裕 |

○事務局職員

| | |
|-------|------|
| 事務局長 | 岩尾弘敏 |
| 次長 | 石井公晶 |
| 総務議事係 | 早渕由樹 |

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

初めに、委員、理事者の皆様にお願ひです。

発言の際はマイクを口元に近づけて大きな声ではっきりと発言願ひます。顔が下を向いていたり、マイクとは違う方向を向いていると音が入りづらいので、御自分でマイクの位置を調整してから発言するように願ひいたします。

それでは、本日の委員会では、付託されました議案4件、陳情1件について審査いたします。

○欠席委員(0名)

○議長 平賀貴幸

○傍聴議員(5名)

| | |
|--|------|
| | 石垣直樹 |
| | 澤谷淳子 |
| | 立崎聡一 |
| | 深津晴江 |

本日の進行ですが、まず、市民環境部、健康福祉部関係分について審査後、理事者入れ替えをし、教育委員会関係分について審査いたします。その後、陳情審議後、所管事務調査2件を協議し、二軸破碎機視察と市への提言について協議いたします。

議案第1号中、債務負担行為補正につきましては、議案第6号と関連がありますので、その際に説明し、質疑、採決いたします。

それでは、まず初めに、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、戸籍住民基本台帳管理事業、戸籍住民基本台帳システム等改修事業について、これは繰越明許費補正も関連しておりますので、一括して説明を求めます。

○渡邊真知子戸籍保険課長 提案資料16ページを御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算のうち、戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム等改修事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容ですが、住民基本台帳法及び戸籍法の一部改正に伴い、住民基本台帳システムをはじめ、所管する各システムを回収するための経費を追加補正するものです。

この改修によって、各システムに登録されている個人の氏名に振り仮名が記載され、公証することが可能となります。また、マイナンバーカードにも氏名の振り仮名及びそのローマ字表記等を記載するための整備がなされ、今後のカードの海外利用開始に向けた対応が可能となります。

経費の内訳は、委託料として、住民基本台帳システム改修費319万円、戸籍情報システム改修費321万2,000円、戸籍附票システム改修費135万3,000円、コンビニ交付システム改修費188万1,000円、合計963万6,000円となります。

財源につきましては、2. 補正額（1）歳出予算に記載のとおりで、全額が国庫補助金となります。

なお、本事業は、年度内での完了が見込めないことにより、翌年度に全額を繰り越すものであります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 今の説明の中で、振り仮名を入れるということだったのですが、これまで住民基本台帳の中には振り仮名が入っていなかったというこ

となのかなと思うのですが、戸籍とか、要は振り仮名がどこのシステムに入っていたのか、もし入っていなければ入っていないということでもいいと思うのですけれども、今回改めて全部のシステムにその振り仮名が入るようになるのかどうなのか、今までがどうだったのかというのを聞きたかったんですけれども。

○渡邊真知子戸籍保険課長 これまでも住民基本台帳システムと戸籍情報システムには、便宜的に職員の仕事処理上に必要な部分として、振り仮名は登録されていた部分ではありますが、これは法的に公証されるものではなかったんですが、今回の法改正によりまして公証するという、新たに正式に公証ということが法律で決められたということになります。

○村椿敏章委員 それでは公表の対象にはなっていないけれども、これからその部分が公表されるというか、取ったときに出てくるような形になるということによろしいですか。

○永本浩子委員長 公証ですね、公証。

○村椿敏章委員 あ、公証ですね。公表ではなくて公証ですね、公証として。わかりました。公証ですね。了解しました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号障がい者総合支援介護給付事業、身体障がい者厚生医療給付事業について説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 議案資料17ページを御覧ください。

令和5年度一般会計障がい者福祉費、身体障がい者厚生医療給付事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、障害者総合支援法に基づく身体障がい者厚生医療給付費につきましては、今年度において対象医療費の全額を補助する生活保護受給者の利用が増加するなど、当初見込みよりも利用者数等が増加すると見込まれるため、給付費及び給付の際に発生する審査支払手数料を追加補正するものでございます。

金額につきましては、審査支払手数料1万3,000円、給付費2,186万1,000円、合計で2,187万4,000円となります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては（1）

歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は国庫負担金1,093万円、道負担金546万5,000円、一般財源547万9,000円となります。

歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、介護保険特別会計繰出金及び議案第4号令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算について、関連がありますので一括して説明を求めます。

○小西正敏介護福祉課長 議案資料18ページを御覧願います。

令和5年度一般会計及び介護保険特別会計の補正予算、介護保険システム回収に係る補正予算につきまして御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容であります。今後予定されております、介護報酬改定等により介護保険システムの改修を行うため、必要となる財源を一般会計から介護保険特別会計に繰り出すこととし、次の経費を追加補正するものでございます。

システム改修内容につきましては、介護報酬改定や1号被保険者保険料負担の見直し等への対応を行うものであり、改修費用は390万5,000円となります。

2の補正額についてであります。初めに(1)一般会計では、介護保険特別会計に繰り出す金額が195万3,000円となります。歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては記載のとおりとなっております。

次に(2)介護保険特別会計ですが、システム改修費用390万5,000円に対する財源につきましては、国庫補助金195万2,000円、一般会計繰入金195万3,000円となります。歳出歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 今回、介護報酬改定等という部

分が3年に一度見直されるものだと思うのですけれども、そのたびにこのシステム改修費というのがどうしても必要になるものだというふうに捉えればよろしいのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 システム改修についてでございますが、委員のおっしゃるとおり3年に一度、介護報酬改定がございます。システム事業者から国民健康保険連合会のほうに、介護報酬という請求がなされるのですけれども、そういったところが報酬改定があるときに新しいサービス区分とか新しい報酬の区分で請求がかけられると。我々はそのシステムを通じて国民健康保険連合会のシステムと我々の市町村のシステムをつなぐ取込みをするのです。そこを改修しないことには、そこがうまく連動して我々の給付実績とか事業報告をうまくつくっていくことができないということで、基本的には3年に一度は必ず発生するものだと思っております。

○村椿敏章委員 今の説明だと、要は聞き取って様々見直す部分も出てくるだろうということなのかもしれないですけれども、例えば国のほうで今介護保険の制度の見直しとかも考えられているようなのですけれども、その辺が今回のシステム改修に取り入れなければならない部分ということなののでしょうか。どういうふうに国のほうでは考えているのかなというのがあれば。

○小西正敏介護福祉課長 システムは国のほうで、様々な制度改修、いろいろなサービス区分とか報酬の改定率とかございますけれども、そういったところはこれから審議されて決定はしていくところですが、やはり、その区分が変わっていくとかいろいろ状況が変わっていくと、当然そこに連動するシステムというのは、やはり全国、全道、市、つなぐということで、何かしら改修をしていかないとやはり連動していかないと、そのサービスの実績を集計することが難しいということで、国としてはシステムを改修してくださいというふうに全国の市町村に通知を出して、それに対して補助金が出るよということでございます。

○村椿敏章委員 おおよそわかりました。

もう1つ、その見直しですね、今議論して進んでいると思うのですけれども、今後の予定というか、その辺はどのような形になるのですか。

○小西正敏介護福祉課長 今、様々なニュース等で出ているところでございますけれども、まだ正式にはこちらのほうには今審議中という状況は流れてく

るのですけれども、決定にはまだ至っていません。

例年でございますと3年に一度の部分でいけば、翌年1月にそういった中身が出てくるか、改定率も含めて出てくる形で、我々ほうも今の段階では情報は来ていませんが、その年明けの状況を見て正式に決まって、システム改修を発注していくってことになると思います。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に進みます。

次に、議案第1号中、児童館管理運営事業、児童館冷房設備整備事業について説明を求めます。

○東出信幸子育て支援課参事 議案資料19ページを御覧願います。

令和5年度一般会計児童福祉施設費補正予算、児童館冷房設備整備事業について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、本件は児童館及び児童センターに冷房設備を整備するため、これに係る経費を追加するものであります。

内容といたしましては、市内四つの児童館、児童センターのクラブ室及び図書室にそれぞれ1台ずつ、合計8台の冷房設備を整備するものであります。

次に、2の補正額であります、歳出予算につきましては、(1)の歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は国庫補助金及び道補助金がそれぞれ133万3,000円、基金繰入金が250万4,000円となります。

歳入予算につきましては、(2)の歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 整備される場所については今御説明があったんですけれども、その中でそれぞれどれぐらい、何台ぐらい整備されるのですか。各1台。

○東出信幸子育て支援課参事 1つのセンターに2台ずつで合計8台になります。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 517万円で8台、ちょっとすぎきとんでもなくいいものが入るのかなという想像をしてしまうのですけれども、エアコンをつけるとなる

と、どれぐらいの大きさのものなのか。多分クラブ室、図書室って言ったってそれほど大きな部屋では、各児童館ないと思うのですけれども、家庭用で1台つけるとなると20万円とか30万円、工事費込みみたいなことになるのですけれども、これ単純計算で1台60万円超えるのですけれども、どれぐらい立派なものをつけられるのですかね。

○東出信幸子育て支援課参事 設置するエアコンといたしましては、家庭用、部屋の広さや条件に適した家庭用のエアコンとなりまして、12畳用が1台と18畳用が7台となります。1台当たりにつきましては大体20万円前後となりますけれども、そのほかに現場管理費など、現場管理費や一般管理費等を含め470万円、税込みで517万円となります。

○金兵智則委員 これ、ちなみに予算立てをするわけですから、参考見積りみたいな、各業者さんから取られると思うのですけれども、これ何社ぐらい取られるものなのですか。

○東出信幸子育て支援課参事 見積りにつきましては、建築課のほうにお願いいたしましたけれども、多分1社しか頂いていないかと思われま。

○金兵智則委員 なかなか、子供たちのためにエアコンをつけてくれて僕も一般質問で要望していますので、これはちょっと反対はしづらいところがあるのですけれども、本当に1社の見積りでこの金額でいいものなのでしょうか。なんかあまりにも高い。1台家につけるのとは訳が違うとは思いますが、大きく機種代だけで1台20万円ですから、160万円で残り工事費ってなかなか説明がしづらい部分があるのですけれども、いかがでしょうか。

○東出信幸子育て支援課参事 事業の執行にあたりましては入札となりますので、金額が下がる可能性もございます。

○金兵智則委員 なるほど。参考見積りで出した金額なので、多めに見ているところもあるかもしれないのですけれども、入札になれば金額が下がるだろうという説明を受けて、じゃあ、わかりましたって言って、僕らの立場的にどうなんだろうなってちょっと考えるところもあるのですけれども。正直、駄目とは言いづらい部分なのですけれども、なかなか常識的に考えて、もうちょっと例えば参考見積りを2社、あるいは3社を取れるような業者が網走にはないってことなのですかね。取れるなら取ってみて、安いところで予算立てをして、さらにそこから入札で下がりますよと言うならわかりますけれども、1

社しか取っていない金額をそのままざっくり60万円以上のエアコンをはい、そうですかってなかなか言いつらいんですけども、いかがですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時32分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

○結城慎二健康福祉部長 積算の關係でございますけれども、1つの館を例に取らせていただきまして、御説明を申し上げたいと思います。

冷房機そのもの本体はおよそ23万円程度でございます。それに付随をしまして、取付けの労務費、こちらがおよそ6万5,000円ぐらいですね、その他、例えばケーブルを引くだとか、コンセントを増設するだとか、それらを含めて1か所当たりおおむね85万円程度、館の広さによって異なります。それらが4館集まりまして、直接工事費で言うと330万円程度ということになります。それに公共工事で定められております、経費率等を掛け合わせまして、合計で先ほど申し上げました補正予算の額になるということになります。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

○金兵智則委員 なんとなくですが、本体については普通の家庭用の金額と変わらないと。ただ、工事の材料費にしても、あと労務ですか、人件費に関しても値上がり傾向もあるのでちょっと高くなりますし、市の公共事業としての発注ということになりますので、定められた分はさらに上乘せになるので、この金額になるのだということで、およそこれがこの金額が全て、これから入札もあるということですので、少しでも安くなればいいなというふうには思うところではあります、大方積算については理解をしようというふうには思います。

お伺いしますけれども、今後もしこの予算が通ったとして、年度内に工事が行われるのだというふうに思うのですけれども、工事の影響が子供たちの活動に影響を与えないのかどうか、どのようにお考えなのかお伺いしたいというふうに思います。

○東出信幸子育て支援課参事 現在のところ細かな工事日程等は決まっていないのですけれども、午前中の児童がまだ来ていない時間帯だとかを見計らっ

て工事を進めていくように今のところ考えております。

○金兵智則委員 なかなか午前中だけを毎日繰り返していくというのはなかなか難しいのではないかなというふうには思うのですけれども、なるべく子供たちに影響が出ないようにと、子供たちも遊ぶ場所が少なくなるのはなかなかつらいところがあると思いますので、その辺は考慮していただきたいというふうに思います。

多分家庭用ですので、これ冷房設備整備事業ですけれども、家庭用のエアコンで行くと、冷風はもちろん温かいものも出るのが最近のエアコンだと思うのですよね。各児童館でなかなか寒くなってきて、暖房設備、ストーブというのは設置されているのは重々承知しているのですけれども、なかなか寒いと。子供たちも夏は暑くて冬は寒い、古い建物の典型だとは思っているのですけれども、そんな中でこの設備をこのまま真冬に使えるとは言わないのですけれども、この寒くなった時期ですとか暖かくなり始める時期に活用するという事は可能なのでしょうか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

○東出信幸子育て支援課参事 設置するエアコンの機能のほうに暖房機能もついておりますので、必要に応じて使用していきたいと思います。

○金兵智則委員 せっかくつけるものですから、何か活用はしていただきたい。電気代もかかるので、どんどん、どんどん使えとは僕らも言いづらいたいのですけれども。

○結城慎二健康福祉部長 暖房機能はついているのですけれども、基本的に真冬の厳冬期においては当然ストーブで対応していただくことが大前提で、例えば春先だとか秋口だとかのどちらか迷うような時期に、このエアコンの暖房機能を活用していただくということは可能だというふうに捉えていただければと思います。

○金兵智則委員 ストーブはつけたくない、つけたくないというか、まだつけるには早い時期だけけれどもちょっと肌寒いよねというのは北海道ではあるので、今年の夏もあんなに猛暑だったのにあつという間に急に冷え込んだりとかってあるので、そういったときには遠慮しないで、子供たちの体調管理の部

分もありますので、遠慮しないで使ってもらえるように、電気代の絡みもあるのでどんどん使えとは言えないとは思いますが、その辺はやっぱり健康福祉部というところもありますので、子供たちの健康という部分でしっかりとその辺は活用していただけるように指導していただけたらなというふうに思っています。

取りあえず以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、感染症予防対策事業帯状疱疹予防接種助成事業について説明を求めます。

○本橋洋樹健康推進課長 議案資料20ページを御覧願います。

令和5年度一般会計健康管理費、帯状疱疹予防接種助成事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。帯状疱疹予防接種助成事業は50歳以上の希望者を対象に、帯状疱疹の発症や重症化を予防するため、ワクチンの接種費用の一部を助成するものでございますが、この助成につきましては当初の想定を上回る申請が見込まれることから、予防接種委託料としまして238万5,000円を追加補正するものでございます。

2の補正額についてですが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては歳出予算に記載のとおりとなり、補正額238万5,000円の財源内訳につきましては一般財源となります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 今回の補正額が238万5,000円と、当初の255万2,000円とほぼ同じくらいの金額を補正したいというところなのですが、予防接種を受けた人数、あとこれから想定される人数、また当初の予算時の人数ですか、その辺について伺います。

○本橋洋樹健康推進課長 予防接種の現在の申請件数なのですけれども、まずワクチンが2種類ありまして、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。それぞれ生ワクチンは1回接種、不活化ワクチンについては2回接種が必要となっております。

それで、当初生ワクチンの申請件数としまして300回分、約300人分、不活化ワクチンが120回分、

60人を見込んでおりましたが、令和5年の10月31日現在で、生ワクチンが68回分で68人、不活化ワクチンの申請数が314回分で157人分の申請となっております。助成額の高い不活化ワクチンの方の申請が多くなっている状況であります。

接種状況なのですけれども、これも10月31日現在で、生ワクチンのほうが58人で、不活化ワクチンのほうが122人で、接種回数の方が、不活化ワクチンのが206回で、現在、対象者に比べると1%を超えたところであります。

○村椿敏章委員 となると、2回接種する方が多いという部分でこの金額が上がるというふうに受け取ればよろしいということですね。わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 2回接種のほうが多くなったので追加ということで、予定されていた人数というか、大きく伸びたわけではないという理解でいいということですね。

○本橋洋樹健康推進課長 予定されている人数については、今想定の人数、約360人なのですけれども、助成額の高い、2回接種するワクチンの方の申請が現在多くなったということでございます。

○金兵智則委員 わかりました。なんか倍ぐらいの予算立てだったので、なんかこのワクチン接種だけ特別な広報でも何かあったのか、ほかに何かヒントになる部分があるのかなと思ったんですけども、そういうわけではなかったということで理解をしたいというふうに思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 生のほうがもともと300人分予定していて、不活化のほう120回60名分予定していたけれどもというふうになっていて、先ほどの数字だと生のほうが結構余っているのかなと思うのですけれども、これ急にやっている事業なのですかね。もともとやっているのであれば今までの統計上どちらが多かったというのがわかった上での準備になるのかなと思うのですけれども、これは何を見込んで生のほうの300名で不活化のほう60名ってなったんですかね。

○本橋洋樹健康推進課長 帯状疱疹のワクチン接種の助成事業は今年度から始めた事業でありまして、令和4年度の実績で生ワクチンのほうが多かったこともあり、生ワクチンのほうを多くつけて予算を組んでいた状況であります。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、市民環境部、健康福祉部関係分、議案第4号令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算については全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第7号網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 議案資料33ページ、資料3号を御覧ください。

議案第7号網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正の趣旨ですが、市役所窓口及び多機能端末機による印鑑登録証明書の交付手続きの利便性を図るため、当該条例について所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、1点目は市役所窓口での印鑑登録証明書の交付手続きを、印鑑登録証とマイナンバーカードのどちらでも対応可能とするものです。

現在、市役所窓口で印鑑登録証明書の交付を受けるためには、所定の申請書に印鑑登録書を添え、市民係の窓口へ提出しなければなりません。印鑑登録証の提示に変えて、御本人が来場し、利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを提示し、電子証明書に係る暗証番号を入力することで証明書の交付を受けられるようにするものです。

2点目はコンビニエンスストアなどで印鑑登録証明書の交付を受ける際に、マイナンバーカードに記録された電子証明書だけでなく、スマートフォンに搭載されたスマホ用電子証明書での利用を可能にするものです。

この条例の施行期日は交付の日となります。

なお、条例の改正部分につきましては次ページ以降に記載の新旧対照表のとおりとなります。

以上で説明終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 印鑑登録の証明書発行については、本人が役所に来て、または代理の方なのですか

ね、その辺について今までよりも便利にしたいというところなのでしょうけれども、実際その印鑑登録証というのが登記に関わる部分ですか個人の財産に関わる部分があって、かなり厳しい部分があったと思うのですけれども、これをすることによってなりすましというか、そういうところについての対応というのは心配されないでしょうか。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 今回、新たに窓口で対応できるようにしたものは、マイナンバーカードを本人が窓口へ持ってきてお手続きいただくということになります。マイナンバーカードを持ってきている御本人の顔写真が、このカードにも載っていますので、そこで御本人確認はまず間違いなく取れるのですけれども、そのほかに暗証番号の入力もしていただきますので、その上で印鑑登録証がなくても交付をするということになります。そうすると本人の確認性というのは確実に取れますので、御本人が自分の印鑑登録証明を欲しいということですので、そこに関しては問題ないと考えております。

○村椿敏章委員 窓口に来た場合はそのような形になるかもしれないのですけれども、コンビニエンスストアの中で、その証明書を取るという形になった場合、そこはどのようにして確認するものなのですか。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 コンビニエンスストアでも、マイナンバーカード、電子証明書というものがあるのですけれども、そちらで確認、機械で御本人確認をした上で交付するということですので、暗証番号の入力も、もちろんそのときも必要ですので、御本人以外は電子証明書に対する暗証番号というのは本来知っているものではありませんので、そこも安全性という意味では問題ないと考えております。

○村椿敏章委員 となると、コンビニエンスストアの働いている方が、電子証明書を見て本人と……。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

パスワードだけで出せるようになるということなのでですね。わかりました。

ただ、ちょっと、なりすましについてはちょっと心配のような気がするのでその辺は問題ないですか。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 こちらのシステムは全国的に行われるシステムというか方法ですので、網走市だけ特になりすましなどの問題が発生するということは、国で行っていますので問題ないと考えて

おります。

○村椿敏章委員　そういう事例が今までのところはないのかもしれませんが、ちょっと心配するところではあるかなと思います。

一応、私からの質問は以上となります。

○永本浩子委員長　ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第7号網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長　次に、議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、網走市総合福祉センターと議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、債務負担行為補正について関連がありますので、一括して説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長　議案資料36ページ、資料4号を御覧願います。

網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

本ページ設定一覧の一段目、健康福祉部所管の網走市総合福祉センターにつきまして、令和5年11月8日に開催いたしました指定管理者合同選定委員会におきまして、本施設が高齢者、母子家庭及び障がい者等の福祉を助長し、その向上を図ることを目的として、生活、健康等の相談や指導、社会福祉団体の活動を助長することなどに利用されている施設であるため、施設の性質、目的及び利用者等の処遇を含めた事業の継続性を考慮し、特定の団体による管理が望ましいとの理由から非公募とし、令和6年度から令和8年度の3年間につきまして、引き続き社会福祉法人網走市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額につきましては、3年間で4,910万7,000円となっております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長　それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○金兵智則委員　すみません、1点だけ。

3年前の管理費と比べて金額がどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○清杉利明社会福祉課長　今年度までの3年間の単年度分につきましては、1年間で1,636万9,000円となっております。すみません、1,321万7,000円となっております。それで、今回につきましては1年間で1,636万9,000円となっております。約300万円1年間で増額となっておりますが、その要因につきましては、特に燃料費、電気料等の燃料費の高騰、それから委託料におきまして、ボイラーや清掃業務の委託料の人件費等の上昇により約300万円ほど増額となっております。

○金兵智則委員　わかりました。3年前と比べて大きくそこが変わっているので、そこも加味された金額だということに理解をしたいというふうに思います。

○永本浩子委員長　ほかに質疑ございますか。

○栗田政男委員　ちょっと教えてほしいのですが、総務経済委員会のほうで所管している部分については6年契約みたいなものが多かったような気がするのですが、この資料の4を見ますと、この所管の部分だけでも、これは3年間ですよ。3年間と6年間ってどういう基準で振り分けをしているのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長　前回も今回も3年という期間で設定をしましたが、燃料等の上昇等もありますけれども、また、この施設につきましては老朽化も進んでいるということもありまして、その方向性についてもまだ決まっておきませんので、その点について長期で設定するよりは今回も3年間でしたほうが良いという考えで、3年間といたしております。

○栗田政男委員　この場では老朽化の話はしませんけれども、当然もう雨漏りもひどいし、なんとかしてはいけない市の施設だというふうに認識はしていますけれども、そういう理由であればわかるのですが、燃料高騰とかいろいろな不確定な要素という、6年のところも当然そういうものが絡んでくるはずなので長いほうがいいのか、短いほうがいいのかっていうのは、6年っていうのはちょっと僕は、個人的には長すぎるような気がするもので、それは理解するしかないと思うので、その間にいろいろと今後の施設も含めてあれするというようなことから、市としては明確にケース・バイ・ケースで考えるというふうに決まっているのかな、この指

定管理に関しては。

○清杉利明社会福祉課長 施設ごとの状況もございますし、それぞれ施設ごと、それぞれの担当課において検討して決めております。

○栗田政男委員 ということは、場合によっては2年になったり、5年になったり、1年になったりということもケース・バイ・ケースで出てくるという認識でいいんですか。

○清杉利明社会福祉課長 基本は3年単位で設定をするというような考えになっていると認識しております。

○栗田政男委員 3年単位を基本とするということですね。わかりました。じゃあ、変な数字が、よっぽどなケースではない限りは出てこないということですね。わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、網走市総合福祉センターと、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、債務負担行為補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

ここで理事者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、教育相談事業、教育施設冷房設備整備事業の説明を求めます。

○高橋善彦学校教育課長 それでは議案資料の21ページを御覧願います。

令和5年度一般会計指導奨励費、教育施設冷房設備整備事業の補正予算について御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走市教育支援センター及び、家庭児童教育相談室へ冷房設備を整備するため必要な経費を追加補正しようとするものであり、金額は187万円となります。

教育支援センター、いわゆるクリオネ学級です

が、こちらと教育相談室につきましては、本年8月に市役所本庁舎向かいから、網走市保健センター2階に移転したところでございますが、冷房設備が整っていないため、夏季には学校同様に部屋が高温多湿となり、熱中症の危険性が高まっている状況でございます。

当該施設につきましては、受電設備の改修を施す必要がなく、関連工事期間の長期化も避けられることから来夏より利用できるように、各部屋へエアコンを1台ずつ整備し、学習環境の向上を図ろうとするものでございます。

2の補正額でございますが、事業費187万円の財源内訳につきましては、全額ふるさと寄附基金繰入金を活用しようとするものでございます。

歳出歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 まずはですね、今回の設置する台数、それからつけるエアコンは家庭用なのかどうなのか、その辺について、また、暖房も効かせられるようなものなのかどうなのか伺います。

○高橋善彦学校教育課長 まず、設置台数でございますけれども、こちらクリオネ学級と相談室、2部屋ございますので、各1台ずつ設置をいたします。

エアコンにつきましては業務用ではなくですね、家庭用のホームエアコンでございます。

冷房のほか暖房についても稼働できるような状況のものでございます。

○村椿敏章委員 それで2台で187万円というところでいくと、要は、一般的に家庭につける場合の見積もりと比べるとかなり高いという議論が先ほどあったんですけども、今回のやつで言うとなぜここまで高いのかなというのがわかれば。

○高橋善彦学校教育課長 今回設置するエアコンですけれども、1台当たりエアコンの機器本体の定価、定価と言いますか、価格が約40万円程度のもになってございますので、エアコン自体は80万円、それに付属するいろいろ取付具ですとか、そういったものを含めると約120万円程度になってございます。

それ以外に、先ほども子育て支援課のところでおそらくお伝えしているのかなと思いますけれども、共通仮設費や現場経費、一般管理費などの公共工事

のですね、諸経費がかかる部分でこういった積算額となつてございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

また、今回基金繰入金ということで、先ほどの子育て支援課のほうは国、それから道の補助金が入ってくるような形だったんですが、ここについて要は教育支援センターなどについて補助金を使えるようなものは、事業はなかったのか。それも検討したと思うのですが、その辺について伺います。

○高橋善彦学校教育課長 財源につきましては我々でもですね、いろいろと当たってはみたんですけども、なかなかちょっと学校施設ではないということで、補助金ですとか交付金ですとか、そういったものは見当たらず、このふるさと寄附基金を活用するというようなことで考えたところでございます。

○村椿敏章委員 はい、了解しました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 ざっくり1台90万円という計算になるのですけれども、説明を伺って理解できたかなというふうに思いますので、これももし、先ほどもちょっと聞いたんですけども、予算が通った後の工事の状況、通われている子供たちに影響がないようにしなければいけないというふうに思うのですけれども、その辺の取扱いについてはどのように、お考えをお示してください。

○高橋善彦学校教育課長 委員おっしゃるとおりですね、通級している子供たちの影響をですね、最大限抑えるためにですね、当然稼働していない時間帯ですとかやっていない曜日、土曜ですとか日曜日ですとか、そういったところで工事を施行して、3月中に終了したいというふうな考えでございます。

○金兵智則委員 わかりました。最大限配慮をいただければというふうに思っております。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、教育委員会所管分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、網走市体育施設、網走市屋内ゲートボール場と議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、債務負担行為補正について説明を求めます。

○大西広幸スポーツ課長 網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案資料4号36ページを御覧願います。

下から2段目の網走市体育施設につきまして、令和5年11月8日に開催しました指定管理者選定委員会におきまして、応募された1者により事業計画等の提案、説明を受け、評価、採点した結果、令和6年度から令和11年度の6年間につきましても、引き続き株式会社日専連オホーツク網走を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額は、6年間で9億753万7,000円でございます。

次に、その下段、網走市屋内ゲートボール場につきましては、指定管理者選定委員会におきまして、応募された1者により事業計画等の提案、説明を受け、評価、採点した結果、令和6年度から令和11年度の6年間につきましても、引き続き公益財団法人網走市シルバー人材センターを指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額は、6年間で3,880万8,000円でございます。

なお、網走市ゲートボール場につきましては、今回から指定管理者における経営の安定化を図るなどの観点から、指定期間を従来の3年から6年に見直しをしております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 先ほども若干議論があったのですが、今回見直し、更新というところで、再契約、契約をし直すというところなのですが、以前の年間当たりの金額と今回の金額について上がっているとは思いますが、その辺について説明していただきたいと思っております。

○大西広幸スポーツ課長 前回の網走市体育施設につきましては、今回と前回の差がですね、1億1,194万9,000円、6年間でなります。1年当たりの単価としますと、約1,800万円程度増額した委託料の算定となっております。

網走市屋内ゲートボール場につきましては、前回と比べますと750万円ほど増加しておりまして、1年間当たり約125万円の管理委託料の増加というふうになっているところでございます。

○村椿敏章委員 年間当たり体育施設で言えば1,800万円などについてですけれども、その増えた理由というのは何になるのですかね。

○大西広幸スポーツ課長 増の大きな要因としましては燃料費ですとか、電気料の高騰ですとか、あと人件費に係る高騰分、あとその他管理委託、業務委託と言いますか、清掃委託ですとか、その他委託経費の増加もございまして、このような金額の増額となっているところでございます。

○村椿敏章委員 体育館などね、老朽化とかも進んでいると思うのですが、その辺についての委託の料金が増えるとか、そういう部分もあるのでしょうかね。それとも、そこについてはあまり考えられないけれども、ただ、寒くなってきているとかそういうのはあるかもしれませんよね。要は、建物を直すときはこの部分には入ってこないと思うのですけれども、その辺についてわかれば伺いたいと思います。

○大西広幸スポーツ課長 施設の老朽化に伴う大きな修繕等につきましては、この委託契約ではなくて市のほうで計画して実施していくことになりまして、指定管理委託料の中に入っている軽微な修繕につきましてはこの中の経費でやっていただくこともありますが、大きなものにつきましては計画的に市のほうで実施するというようになっております。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。
以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 先ほどの御説明の中で指定管理料でいいんですかね、1年間で1,800万円、それと1年間で125万円の増額がありましたよということ、説明を受けたんですけれども、これ収入面というのは以前と比べて上がっているのですか、下がっているのですか。

○大西広幸スポーツ課長 今回6年間、我々が想定した収入額につきましては、前回の6年間と比べまして約600万円ほど増というふうに算定しておりますので、1年当たり100万円程度利用料は増えるだろうという見込みで算定しているところであります。

○金兵智則委員 わかりました。じゃあ利用料が体育施設で行くと年間100万円増えるけれども、それ

を上回る、ざっくり言えば1,900万円プラスになるので差し引き1,800万円だよという意味なんだというふうに思うのですけれども、スキー場がなかなかオープンできないとかいろいろある中で、その100万円増えるというのはどういった部分で増えていくんですか。

○大西広幸スポーツ課長 実績を基に計算しておりますので、コロナ禍で休館ですとか利用者減少とかもございましたので、その辺前回6年間の実績を基に計算した部分もございまして、多少増になるだろうというところで算定したところであります。

○金兵智則委員 コロナ禍があったのでその分増えるだろうと。でも6年前ってコロナがなかったですから計算上は収入の部分ですね。コロナの影響で決めた金額ではないのではありませんのですか。

○大西広幸スポーツ課長 令和3年度のときに見直しを1回かけておりますので、そのときに収入を1回下げたという経過がございまして、6年間でトータル計算すると多少収入増になるだろうというところの計算です。

○金兵智則委員 ということであれば、6年前に当初決めた金額に戻ったぐらいってことなのですか。6年前の収入の金額と今回のこの収入、ざっくり6年で2億391万円ですか、これは大体同額ぐらいなのですか。3年前に1回下げたから、それをまた戻したらこの金額になるということなのですか。ちょっとなんかいろいろと、そのスキー場の話もそうですし、人口減少も今進んでいる中で、スポーツ施設がプラスになるというイメージがどうしても湧かないのですけれども、どういう計算をするとこのプラス100万円になるのか、ちょっと説明をいただければと思うのですけれども。

○大西広幸スポーツ課長 先ほど申し上げたように、令和3年度、4年度、5年度につきましては、もうコロナ禍に入っておりますので、収入額の見込みを下げ、委託料増額という形で中間年で見直しをかけております。そのトータルと比べると、今回の6年間のトータルが増額となっておりますが、見直した後の3年間の減少率が高かったものですから、今回増えたようには見えませんが、前回、6年前に算定した額よりは下がっているということにはなります。

○金兵智則委員 はい、わかりました。6年前の収入の金額と比べれば下がっているのですね。それであれば理解できます。

多分そこが伸びていくということがなかなかないと思うので、それであれば理解はさせていただきます。

そして、さっき燃料費高騰、人件費高騰もろもろ上がった理由を御説明いただいたんですけれども、やっぱりスケート場の管理について、その分について増えている部分もあるというふうに理解して大丈夫ですかね。

○大西広幸スポーツ課長 スケートリンクの造成に関しまして、連盟の委託をやめた部分もありますので、その辺人件費は増額しております。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、網走市体育施設、網走市屋内ゲートボール場と議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、債務負担行為補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

ここで理事者入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

次に、陳情の審査を行います。

まず確認ですが、令和4年9月8日に開催されました代表者会議、その後の議会運営委員会において、議会先例事例申し合わせ事項106として、次のように取り扱うことが決定されております。

(1) 請願、陳情は、原則として、付託された定例会の委員会において、会期中に審査するものとする。

(2) 上記にかかわらず、閉会中継続審査とされた請願陳情は、原則として、次回の定例会までに審査を終了するものとし、それができない場合でも、付託以後1年以内のいずれかの定例会において審査が終了するよう努めるものとし、結審に至らない当該案件は審議未了として取り扱うものとする。

提出後1年以内に開催されるいずれかの定例会で2回審議を行い、結審がつかないものは審議未了、

廃案となります。

それでは、陳情第3号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○古田純也委員 この陳情に関しましては、やはり無年金である外国人の増加、また将来的には財政の圧迫につながるということで、ぜひ実態を解明するためにも採択すべきだと思っております。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○里見哲也委員 国の制度に関する問題かとは思いますが、文言の中では結局、外人が出たり入ったりして戻ってきて、生活保護を受ける場合になったときとの兼ね合いというふうに理解している中ではですね、この陳情のとおりですね、全体的な国費の支出を削減するための一つの方法かなというふうに理解しましたので、採択したいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見。

○村椿敏章委員 外国人の権利をどうするかという部分だと思うのですが、今まで、最近の中ではウイシュマさんが入国したけれども、施設で亡くなったというような人権侵害もありました。

また、外国人が国籍を取ろうと思ってもなかなか国籍が取れないで、最終的には自分の家に帰れと、戻れというような状況もある中で、一つの外国人の人権をどう守っていくかというところでは、当然この生活保護というのもあるのだろうなど。それが最後のとりでみたいな感じになっているというのが一番大きいのではないのかなと思いますので、この陳情については外国人の権利を奪うものとして、私としてはこれについては採択すべきではないと考えます。

○永本浩子委員長 不採択ということでよろしいですか。

○村椿敏章委員 はい。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

今、採択と不採択が出ましたけれども。

○栗田政男委員 すごく大きな問題ですし、今の日本の労働力不足を考えたときに、外国人の労働者の人たちの力を借りないではなかなかこの先、将来大変なことになる。かといって、そこに手厚く、我々日本人のように社会保障をしっかりつけてやるっていうのは、これは大変大きな問題だと思います。

今お話があったように、生活保護まできちんと対応してあげたらみたいな話があったんですが、それを具現化していくには非常に大きなシステムの変更が必要になってくるでしょうし、いろいろなことを考えていかななくてはいけません。

今のその生活保護のシステムの言うところ、国だけは全て行っているわけではなくて、我々地方自治体もしっかりとそこに費用を支出しているわけですから、そういうことを考えると本当に大変な大きな問題、これは僕はもう十分頭に入れながら、ましてこれ、郵送で来ているので、基本的に僕、郵送でこういうものが来られてもなかなか、はいそうですかというのはい言いたくないほうなので、礼儀として僕はちょっとおかしいのではないかというふうに個人的には思うので、そういう部分も含めて継続して、この問題、大きな問題ですから取り組んで行ったほうがいいと思います。

○永本浩子委員長 今、栗田委員のほうから継続でというお話がありましたけれども、意見の一致を見ておりませんので、この陳情に関しては継続審査となるかと思えます。

継続でと今発言があった栗田委員に関しては、この次の審査のときまでにきちんと研究をしていただいて、採択か不採択かの結論を持ってきていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、この陳情に関しては継続審査ということにさせていただきます。

それでは、理事者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、議件6. 網走市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）、第4期特定健康審査等実施計画についての説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 網走市国民健康保険第3期保険事業実施計画（データヘルス計画）、第4期特定健康審査等実施計画について御説明いたします。

資料1号計画案の目次を御覧ください。

第3期保健事業実施計画の構成としましては、第1章では計画の背景や位置づけ、北海道の健康課題と標準指標について、第2章では前期計画の振り返りについて、第3章では網走市の健康課題の抽出と整備について、第4章では第3期計画の目的、目標

について、第5章では個別保険事業の実施計画についてとなっており、また第10章では、特定健診、特定保健指導の実施方法を定める特定健康審査等実施計画を、前期同様、本計画と合わせて作成しております。

1ページから3ページでは計画の基本的な事項を記載しており、計画の背景としましては、国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針において、保健者は、健康の保持と増進を図ることを目的として、検診レセプトや診療レセプトや検診情報などのデータを活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保険事業の実施を図るために、実施計画、データヘルス計画を策定することとなっております。それを受けまして、網走市でも計画を策定し、今年度が第2期の最終年度となっていることから第3期計画を作成することといたしました。

なお、第3期の計画期間は、令和6年度から11年度の6年間となっております。

6ページから11ページの第2章では、第2期について評価しております。

前期は、肥満予防、重症化予防、がん対策を健康課題とし、それぞれ長期目標を設定して取り組んでまいりました。肥満予防ではBMIの有見者数、重症化予防では糖尿病レセプト件数、がん対策では40歳から50歳代の肺がん、大腸がんの死亡人数などの項目で数値が減少しており、目標値をおおむね達成したと評価しております。

8ページからは保険事業の評価であり、11ページに記載の総合評価では、重点としていた関係機関との連携では、医師会などと連携体制ができたこと、重症化予防として実施した糖尿病性腎症重症化予防プログラムにおいては、参加者から新規の人工透析導入者がいなかったことなどを評価しております。

また、早くから健康に興味を持ってもらうため開始した30代ファスト健診も、毎年一定数の受診があり、市民に浸透していると評価しております。

しかし、40歳から50歳代の健康意識の向上につながるため、AIやナッジ理論を利用した受診勧奨に取り組んでまいりましたが、健診受診などの行動変容までにはつながらなかったため第3期の継続課題としております。

第3章以降は、分析データや第3期の課題を目標となりますので、お手元にお配りしています資料1号概要版を使用して御説明いたします。

概要版の構成としましては、1枚目は網走市の現状と課題、目的を記載しており、2枚目は目的達成のための目標や保健事業を掲載しております。

1枚目を御覧ください。

下段部分はカテゴリー別に当市のデータや課題をまとめており、表の赤い部分は網走市が国と比べて数値が高い項目や注目すべき項目となっております。

左下の健診では点線で囲んであります、健康課題として、健診での有所見者の割合がBMIなどで高いこと、肥満となりやすい生活習慣を送っている人の割合が高いことが挙げられます。次の医療の課題では、外来の医療費で糖尿病などの重症化につながる疾病が上位になっていること、右下の死因の課題では、がんや心不全、脳血管疾患での死亡割合が高く、国と比べると腎不全の死亡率が高いなどとなっております、健康課題については第2期から大きな変動はありませんでした。それらを受けまして上から3つ目の青い枠の中に記載しております、課題のまとめとしまして、若い世代からの肥満傾向やがん対策、血糖コントロール不良のための重症化につながることを挙げられます。

課題を解決するために、緑の枠の必要な保険事業として、健診受診、生活習慣の改善、重症化予防を取り組むこととし、目的を第2期から引き続き健康に関心を持ち、糖尿病やがんなど病気が重くなる前に発見、治療を行い、網走市でいつまでも元気で生き生きと働き、暮らすことができるとしております。

概要版の次のページでは、さらに5つの項目に分けて考察や健康課題をまとめ、中長期目標と短期目標を設定しております。

前のページで課題とした血糖コントロールの中長期目標は、ヘモグロビンA1Cの数値の高い人が減ること、がん対策については検診を受ける人が増えること、肥満傾向については、自分の健康状況の把握や生活習慣を見直すこととし、目標達成に向けて取り組む主な保健事業を記載しております。

今後のスケジュールとしましては、パブリックコメントの実施や国保事業の運営に関する協議会での審査を予定しており、それらを経て令和6年3月下旬に第3期計画を策定する予定となっております。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○金兵智則委員 膨大な資料ですので、今これといって何かあるわけではないです。

これからパブリックコメントもあるということで、もし何かあったときには、どこかのタイミングでやれるような体制は委員長、考えておいていただきたいというふうには思うのですけれども、ざっくり1点だけ、2期からの継続ということなんだと思いますけれども、3期になるに当たって何か大きく変更している点とか大きく加わっている点とかというのがあれば、簡単に御説明だけいただければと思います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 一応、計画書のほうがですね、流れとしては変わっていないのですけれども、大きな違いとしましては、都道府県化が始まったことによりまして、北海道全体で標準化と共通の目標ということを決めることになりましたので、そちらの方を取り入れたことと、あと、それによりまして全道で同じような形の様式の導入ということもありましたので、そちらを受けまして様式等はそちらの基準のほうにしております。それによりまして、前は係のほうでデータの分析等をやっていたんですが、それがさらにこれを通したことになりましたので、詳しいデータ分析ができるようになったということになります。あと、目標、目的には内容、やはり大きな網走市の健康課題というのが、特に大きな変化はありませんでしたので、目標的にも事業的にも流れはくんでいるような形になります。

○金兵智則委員 はい、わかりました。大まかな変更点というか、道と平均化されるといったような説明もありましたので、一度また見せていただきまして、何かあったときにはまた別途機会を設けていただくことにさせていただければと思うのですが、委員長どうでしょうか。

○永本浩子委員長 また、担当課と相談しながら機会を持っていきたいと思っておりますので、皆さんもよく読んでいただいて、勉強していただければと思います。

ほかに御質問などありますでしょうか。

○村椿敏章委員 網走に住む人たちの健康をどう良くしていくかというところの計画だと思っておりますけれども、やはりこの一番左側の下のほうの健診率ですか、かなり全国から見ると低い、そういう状況があります。この間、様々努力もされてはいると思うのですが、そこをどうしていくかというところが一

番大事なのかなと思っていて、私たちが今回視察をしてね、明石市ですか、淡路市ですね、失礼しました。明石市から行ったんだ。淡路市を視察させていただいて、電話をかけて健診率を上げたりとか、またナッジ理論を活用して様々やっているということも勉強してきたところですけども、その辺について、今後どういうふうにしていこうと考えているのか、伺いたいと思います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 網走市でも、先ほど述べたとおりナッジ理論やAIなどを利用した勧奨のほう行っておりますので、それを引き続き行くような形を考えております。あとは、医師会なども協力しまして、先生方の協力を得て、患者さんにお話をさせていただいたりとかもしておりますので、そういう地道に活動をしていきたいと思っております。

○村椿敏章委員 やはり市民の健康意識をどう高めていくかということなんだろうと思います。ぜひ様々ところで意識を高めていただくような、そして健康まつりとかね、様々やっていますが、そういうものも市民にどんどん来てもらうような、そういう取組にしていってもらえたらと思います。

あと、先ほど大きく変わったところで、標準化の推進というところで、ページでいくと4ページのところに書いてあるようなのですが、ここで言っている標準化をすることによって何が良くなるのかということについて伺いたいと思います。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 こちらのデータはですね、全道全ての市町村のデータが出てくるようなこととなりますので、それが年1回公表されるような形となりますので、他市町村との比べることが容易になります。そして網走市も特定健診の保健受診率低いんですが、北海道がですね、全国に比べると最低の受診率になっておりますので、そちらの全体の引き上げということに寄与するような形になると思います。

○村椿敏章委員 意外とその辺が低いのだと、健診率が低いので、合わせて腎不全の方が多いんですよというのでもそれほど市民に伝わっていないのかなと思うのです。

今回、各町村の状況も見えるようになるということですので、その辺も含めていろいろ工夫してもらえたらと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、この辺でよろしいということで、次に移りたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 次に、議件7. 網走市老人デイサービスセンターの廃止について説明を求めます。

○小西正敏介護福祉課長 資料2号を御覧ください。

網走市老人デイサービスセンターの廃止につきまして御説明いたします。

網走市老人デイサービスセンターにつきましては、平成6年より、在宅の高齢者を対象に指定管理により通所サービスを提供してきたところですが、今般、指定管理者より、現指定期間である令和6年3月末をもって事業からの撤退を行う旨の申し出がございました。

当施設は平成6年の建設から29年が経過し、付帯設備を中心に老朽化が進んでいる状況でございます。また、平成12年度の介護保険制度導入後は、民間事業所による同サービスの提供が開始され、その供給体制から現利用者の利用ニーズを賄えると判断し、当施設を廃止することといたしまして御説明させていただきます。

1の施設の概要でございますが、所在地、構造、建築面積は記載のとおりであり、建設年の平成6年10月より設置されているものでございます。運営は、社会福祉法人網走市社会福祉協議会を指定管理者として指定し、地域密着型通所介護及び介護予防サービスの指定により運営を行っております。

2の利用状況でございますが、過去5年度の状況を記載してございますが、延べ利用者数は年々減少している状況であり、1日平均利用者につきましては、定員18名のところ、令和4年度は平均11.3名の状況でございます。

3の今後のスケジュールでございますが、今後、現利用者への施設廃止説明を行い、令和6年4月以降のサービス利用につきまして他の施設への移行など、サービス計画を担当するケアマネージャー等を通じて調整を図ってまいりたいと考えております。

条例につきましては、令和6年3月に開催されます市議会第一回定例会におきまして、令和6年3月末をもって網走市老人デイサービスセンター条例廃止に係る御提案を行いたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○村椿敏章委員 社会福祉協議会のところにある、デイサービスセンターを廃止するという、そういう計画ですということなのかもしれませんが、今のそのニーズ、この中に書いてある、実際そのデイサービスセンター、デイサービスを受けたいと言っている人たちが多くなっている中で、この施設を廃止するというのはどうなのかなと思います。

あわせて、この建物は古くなっているかもしれませんが、その辺を改修とかそういうことが少しでもできないのかなというのも検討したのかどうか。

あとですね、この地域、北11条東1丁目付近のそういう施設がほかにもあるのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○小西正敏介護福祉課長 施設の老朽化につきましてですけれども、当施設、建築年が先ほど29年経過ということで、屋上防水の劣化とか和室の床面の劣化、あとは浴室、浴槽も含めて劣化等ですね、あとボイラー等々の劣化などで、設備中心に劣化が生じていると。これら全ての工事を行っていくと、やはり2,000万円以上の費用が見込まれているという、概算ですけれども、そういうものが出てまいりました。

また、施設の利用状況ということでございますけれども、他事業所ですね、通所介護サービス運営している事業所というのは定員19人以上という通所介護事業所というのは、市内に4事業所ございます。

また、定員18名の地域密着型の通所介護事業所というのは、今回の社会福祉協議会を含めまして3事業所ということでございます。

今回、地域密着型の通所介護事業所、社会福祉協議会さんのほう、1事業所が減るとい形になりますけれども、その供給体制といたしましては、来年度からの9期計画ということでございますが、新たに2つの事業所が地域密着型の通所介護事業所を開始したいという旨のお話を受けております。そういったこともありますことから、サービスの供給体制は賄えるものと判断して行ったところでございます。

また、北九条ですかね、川向地区のデイサービスセンターというものは、そこの地域性というところでいくと、今まで社会福祉協議会さんのほうで多大な御貢献をいただいていたところではあるとは思

うのですけれども、そこは今まで事業継続でしていったところですが、難しくなってしまったということで、他の事業所の送迎を行っていただくということも含めまして大丈夫という判断をさせていただいたところでございます。

○村椿敏章委員 今の説明でいくと事業所が増えるという部分もあるよということだと思うのですけれども、この地域でいうと増えるかどうかというのはわからないですかね。

○小西正敏介護福祉課長 そうですね、こちらの川向地区という面では事業所は減ることになります。

○村椿敏章委員 ちょうど目の前にサンリッチヴィラという道営住宅にかなり高齢者の方も住んでいる中で、近くにそういうデイサービスセンターがあると、かなり変わってくるのではないのかなって思うのですけれども、実際、今利用されている11人、10人程度のその方々というのは、その近所の方が利用されているとか、そういう感じではないのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 現在登録されていらっしゃる方の登録数は29名ということになっています。

主に週1回から3回程度御利用していただいている状況でございますけれども、御住所につきましては、近くにお住まいの方もいらっしゃいますし、また、遠くに住んでいらっしゃる方もおります。当然デイサービスなのでお迎えに車両で上がって、送迎をしてという形で、それは近い方でも当然歩くことも難しいって方もいらっしゃるのです、行っているところです。

○村椿敏章委員 近くにいる方も利用されているというところでは、利用者のね、廃止の説明が12月に行うというふうな予定も書いていますが、利用者の声をしっかり聞いてできれば残せるものであれば、残してもらいたいなと感じるところです。

私からは以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 老朽化の部分では、致し方ないところもあるのかなとは思っているのですけれども、こちら、デイサービスの利用状況として延べで書かれているのですけれども、最近年の利用減というのは、僕これコロナの影響によって利用減ではないのかなというふうに見ているのですけれども、令和5年度の現時点での利用状況というのは上がっているのではないのかなと思うのですけれども、どうなのでし

よう。

○小西正敏介護福祉課長 令和5年度につきましては、そうですね、今現在平均でいくと約10名ということで、そこも少し落ちてきているという状況でございます。

○古都宣裕委員 あと、これ先ほどのやつに、申し訳ない、かかってくると思うのですけれども、指定管理の部分で、先ほどたしか年間で言うと300万円ほど増だというふうになっていたんですけれども、これはデイサービスのこの部分を廃止する前提でもこの300万円上がるってことだったんですかね。また別なの。

○結城慎二健康福祉部長 委員、大変申し訳ないのですが、300万円という数字はこの説明では出ていなかったと思うのですが。

○古都宣裕委員 指定管理の方の話が入っていて、それでたしか年間でいうところがあったと思うのですけれども。

○結城慎二健康福祉部長 総合福祉センターの分かと思うのですが、隣接はしているのですが、施設は全く別のものとして考えておりますので、先ほどの総合福祉センターの金額とは関連はございません。

○古都宣裕委員 なるほど、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○金兵智則委員 廃止ということなのですけれども、今もありました、指定管理の指定のところ、たしか3年前までは、3年前ですよ、あんまりお金が、0円でしたかね、0円ですけれども指定管理をしていたというのがあったのにもかかわらず、今回はないので何かあるのだろうなというふうには思っていたんですが、このような状況だということを理解をせざるを得ないというような状況なのかなと思うのですが、登録者が29名、定員1日18名ということになっていましたけれども、これ施設の老朽化ということでしたけれども一応、1日定数、定員18名ってなっているのですけれども、これ18名を対応する可能な状況はあったんですかね。

○小西正敏介護福祉課長 今、委員おっしゃるとおり定員18名というところで、今の現体制といたしましては4名体制ということで、看護員1名と介護員3名ということで、常時4名ということで、指定の基準でいきますと15人に対して1人という基準では一応あります。なので、今18人来られても、一応対応可能な体制ではあるという現状でございます。

○金兵智則委員 数字の話と実際にやるのって多分

大きく差異があるのかなと思うのですけれども、その辺も含めての廃止という部分もちょっとあるのかなと思ったのですけれども、そういうことではない、利用者ではなくて供給する側の体制的ということではないということなのですね。

○小西正敏介護福祉課長 供給側の人員の確保ということではございません。

○金兵智則委員 わかりました。では単純にもうそろそろ厳しいということでの廃止なのだというふうに思いますけれども、利用者29名、登録者29名という話ありましたけれども、そのケアマネージャーさんによって、今後その辺はさっき施設が増えますからということで、大丈夫ということなのですから、それこそ供給されていた、その今4名いらっしゃるって言うて言っていましたけれども、その方々は別どこか違うところとかということはなく、そのまま社会福祉協議会に残る形なのですか。どこかその辺のあっせんではないのですけれども、その辺については何かあるのですかね。

○小西正敏介護福祉課長 その人事異動の部分になるかと思うのですけれども、社会福祉協議会のほうで、既存の部分も含めて判断していくということになってくるかと思います。

○金兵智則委員 わかりました。じゃあ廃止したからといって急に何かがあるというわけではなさそうだと。それはこちらが手を突っ込むところではないのかもしれないのですけれども。ただ、廃止はします、ほかに移ります、こっこの供給側で働いていた方々もあふれますというようなことがあるのであれば、それはこれいい、悪い、条例が3月に出てくるので、そこでいい悪いというのは僕らが判断するのでしょうか、そういったことのないようにだけしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 これから廃止に向けて動いていくと思うのですけれども、先ほど29名登録されているということなのですけれども、廃止についてこれから説明をした上でやめるので、じゃあ、あとほかのこういう施設を自分たちで行ってくださいということなのか、本当は利用したいけれどもという方があれば、それぞれこういうところとか紹介とかつないだりとかということまでのケアまでを含めたプロセスになっているのかというのを、伺いたいと思います。

○小西正敏介護福祉課長 当然この29名の方には丁寧に対応していかなければならないと考えておりまして、サービス計画、担当しているのがケアマネージャーということになります。ケアマネージャー等々にもこういった廃止の方向についてお伝えしまして、同じくそういう地域密着型の通所介護事業、または19名以上の介護事業所もごございますし、その他リハビリの施設など、その方々の状況に応じて4月からどのような形のサービスが望ましいかというのを利用者の方と相談しながら、施設の状況とかも加味しながら調整をしていくということで、丁寧に対応していきたいと考えております。

○古都宣裕委員 以前あそこに行って少ないですけども、お年寄りの方々の小さくてもコミュニティーの形成に僕は一つになっていたのかなと思います。そうした中で、やっぱりそのコミュニティーの力というのは結構大事ですし、人と話すことで生きる活力にもつながっているのだなというので、僕はいいところだなと思って見ていたんですけども、それが、お年寄りが、自分の知り合いでほかのどこから知り合った人にここがいいよというので紹介している例も見えてきたので、そうした中で、その人たちのコミュニティーがちょっとなくなるのではないかなというのがちょっと心配がありまして、それがそれぞれのほかの分かれたところでもコミュニティーが形成されるのでしょうかけれども、そうした人のつながりというのも大切に、しっかりとケアをしてあげてほしいなというふうに思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○村椿敏章委員 すいません。

今までデイサービスセンターのところは指定管理をされていたということなのですが、これまでの指定管理の委託料は幾らだったんですかね。

○小西正敏介護福祉課長 こちらの施設につきましては、介護事業所、他の介護事業所と同じく介護報酬で運営をしていただくということになりますので、委託料はなしということで行っていたものでございます。

○村椿敏章委員 じゃあ指定管理と言っても施設の指定管理はあったんですか。介護報酬によってこのデイサービスセンターとかやっていたというのはわかりますが、この指定管理が令和6年3月末までというところでいったらお金はかかっていなかったということなのですか。

○小西正敏介護福祉課長 老人デイサービスセンターの施設を指定管理ということで運営してくださいと、報酬はその介護報酬で行ってくださいということで、当然施設の利用料はかかっていなかったということにはなりません。

○村椿敏章委員 そういう面で言うと、独立していたというか、社会福祉協議会のほうで独立していたところだというふうにわかりました。

この社会福祉協議会自身がこの施設を、デイサービスセンターを運営するのが難しいということからこれは始まっているということなのですか。

○小西正敏介護福祉課長 そのとおりでございます。

○村椿敏章委員 ここを利用されている方からちょっと話を聞いたことがあったのですが、ほかの施設よりも非常に丁寧な対応をしてもらっているということも聞いています。ですから、本当になくしてしまうのはもったいないなど。そこのコミュニティーもそうでしょうし、そこで培われたサービスですか、その辺が失われていくということ自体が非常にもったいないと思います。ただ、そこの施設自体がそのように考えているということなのではないでしょうか、例えば先ほど言った2,000万円以上かかるというところ、もし直すとしたら、これほどがお金を出すというふうに考えればいいんですか。網走市が出す、それともそこのデイサービスセンターが請け負う会社が出さなければいけない、どっちなのですかね。

○小西正敏介護福祉課長 あくまで施設の保有に関しては網走市になりますので、大規模修繕に関しては網走市が行うことになります。

○村椿敏章委員 となれば、その2,000万円を市が出すことによって、この施設が維持できるということの話し合いはされたんでしょうか。それとも、この2,000万円を出せないの、こういうところに至ったとか、そういうことはないのでしょうか。

○小西正敏介護福祉課長 当然こういう申し出を受けたときに、そういう施設の状況、そこは過去からも老朽化している現状はわかっておりました。また供給側の体制として、民間事業所の動きということも今回そういうお話が出てきたという、当然2,000万円かければ当面の間は延命ができるかとは思いますが、ただ、そこを根本的な全面改修というわけではございませんので、それがまた、じゃあどれぐらいの期間活用できるのかということ、あとは

民間事業所でここは新しくというところもございましたので、その辺りを総合的に判断させていただいたというところがございます。

○村椿敏章委員 網走市がその辺について考えた結果、社会福祉協議会と話した中で、ここについては廃止するということを決めるって、そういう方向ですということですね。わかりました。いや、納得はできませんけれども、理由はわかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
それでは、この件につきましてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 それでは、ここで理事者から1つ説明がありますので、発言を許します。

○近藤賢生活環境課長 資料3号、破碎リサイクル施設の火災事案について御説明させていただきます。

こちらの火災の発生日時ですが、令和5年12月7日、昨日ですね、11時18分。

発生場所は、網走市破碎リサイクル施設の破碎機室、搬出コンベアです。

原因ですが、消防の実況見分におきましても、確証はつかめませんでした。おそらくリチウムイオン電池の混入が原因と考えられます。

経過でございますが、11時18分、作業員が破碎機室での異変、異臭に気づき、室内を確認したところ、煙と炎を確認し、無線でもちまして事務室に消防に連絡することを要請しました。同時に消火栓と消火器で初期消火を行ったため消防車到着のときには鎮火した状況でありました。

被災の内容ですが、破碎物搬出コンベアの中央付近で出火し、ベルトコンベアの廃棄物が飛散しないようにするためのサイドゴムが被災、溶けた状態になっております。

範囲は幅10センチ、長さ1メートル80センチぐらいの面積です。

なお、負傷者等はありませんでした。

施設内、施設内での対応でございますが、出火時は廃棄物の搬入を一時中止しましたが、午後1時から施設での受け入れを再開しております。

修理についてですが、市内の鉄鋼業者に修繕を依頼し、11日月曜日までに修理をし、12日火曜日中には破碎を再開できる予定です。

今後についてですが、リチウムイオン電池、スプレー缶、ガスボンベ等の危険ごみの分別周知を継続して図ることとしてまいります。

以上でございます。

○永本浩子委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで理事者退出のため暫時休憩いたします。

午前0時13分休憩

午後1時00分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

最初に二軸破碎機の視察についてなのですが、11月に納品されました最終処分場の二軸破碎機を一度は視察したいと考えているところなのですが、視察のタイミングについて一つの案としては年内に視察するとしたら、今定例会の最終日ぐらいになるかと思っておりますけれども、この場合は今、まだ試験運用の最中ということで、あらかじめごみをためておいて、私たちの視察に合わせて稼働状況を視察させていただけるということにはなっております。

また、もしくは来年4月以降に本格運用されてから現場を視察するという方法もあるかと思っておりますので、皆さんどちらのタイミングがいいか、まず、その点を御意見伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○古田純也委員 やっぱり本格運用されてから視察したいなと、私は思います。

○古都宣裕委員 今、委員長が多分現課からの説明の中での話だと思っておりますけれども、試験運用中だというふうになっていまして、私は1回見てきましたけれども、試験運用されていない状況だと思っております。だからこそ1回ごみをためないと運用している姿を見せられない状況なんだと思っておりますけれども、その状態であるならば、私は今古田委員が言ったように本格運用が始まる、もしくはちゃんとした試験運用が始まるタイミングではないと、逆にただそのためだけに迷惑をかけるような状態になるのではないかなとは思っておりますけれども、どうなのでしょう。

○永本浩子委員長 そうですね、期間的には試験運用期間とはなっておりますけれども、実際にはまだまだちょっとそこまではいっていないようですので、私もちょっとわざわざ私たちの視察のためにごみを

ためておいていただく、そういったところまでしてもらいよりは来年ちゃんと本格運用になってからのほうがいいのではないかなと私としても思っているところなのですけれども、皆さんもそれによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、来年4月から本格運用になった段階で、また担当課と相談の上で視察のタイミングを決めて、一度皆さんで視察を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○永本浩子委員長 それでは次に、いじめ防止対策に関する提言について、皆さんと協議をしていきたいと思います。

まず、ちょっとざっくりとしたスケジュール感なのですけれども、私としては年度をまたがずに、できればこの令和5年度、年度内に一つ政策提言をまとめて提出できればというふうに考えているところなのですけれども、皆さんこの点はいかがでしょう。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それでは……。

○金兵智則委員 年度をまたがずという期限は、別にそこに反対するわけではないのですけれども、せっかく提言するので期限ありきで考えて、最後、ちょっと内容の煮詰まっていないものを出すようなことにはならないようにしたほうがいいのではないかな。別にいつまでもやるという話にはならないですし、うちの委員会の期限もあと1年とちょっとというのは決まっていますので、だらだらとする必要性はないのですけれども、期限ありきであまりに動いてしまうのもちょっと危険かなというふうにだけは思います。

○永本浩子委員長 わかりました。期限だけに縛られて内容が浅くなったりすることのないように柔軟にということ。

ただ、ある程度のこのめどがないと、委員会を開くタイミング等もずれずれになる場合もありますので、大まかにできるだけ年度内ということで、状況によっては少しまたいで構わないという方向で持っていきたいと思っておりますので、そういった形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そして、もう1点が提出先なのですけれども、今回の視察で見てきた寝屋川市は、市長部局がいじめ

問題にもしっかりと関わっている視察をさせていただきましたので、提出先としては教育委員会だけではなく、市長部局のほうにも提出することが妥当なのではないかと考えているところなのですけれども、そういった方向性でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

わかりました。

○村椿敏章委員 私は寝屋川市のように市長部局が関わっていくというのはやめたほうがいいのかも思っていました。ですから、それを基本と言われても、それは私たちとしては賛成しかねるなど。できれば吹田市のように子供たちにこういうこともしじめなんだということをもっと理解してもらい、そういうところのほうが一番大事なのではないかな。そして、子供たち自身がね、ここでいじめがありませんというのをすんなり言える。そこを学級内でも指摘し合える、そういうクラスづくりを目指してほしいとか、そういう部分が今大事なのではないのかなと思うのですけれども。

○永本浩子委員長 ほかの皆さんは。

○古都宣裕委員 今、村椿委員からの発言もあつたんですけれども、そもそも教育長等を任命しているのが市長部局になると思います。そうした点から、あとは予算の関係等も含めたときに、しっかりとどちらに対してもこうしたいからこういうことが必要だというふうに提言していくことは、私は大切だと思うので、そこを片手落ちにしないで、どちらに対してもしっかりと提言して実現に向けていくことが私は大切だと思いますけれども、いかがでしょう。

○里見哲也委員 今言われたのは、教育部局に出すのと市長部局に出すって、出し先の話をしたんだと、私はちょっと理解したんですね。だから寝屋川方式とか吹田方式っていうのはこれから話す内容だと思うんですね。どこに出すのという話の中で、教育と市長部局って言うだけで、その方法の中身はこれから今話すと思うのですよ。まずそれが一つすると、今、古都委員からもありましたけれども、やっぱりなるべく早くという気持ちの中で、でも年度内って言っても予算が絡む部分があるとすると、その検討予算とかなんとかってどういうふうになるか、私も詳しいことはわからないのですけれども、話はやっぱり早く、調査するのにお金がかかるよねというんだったら、やっぱり予算を組んでおかないと調査はできないと思うので、とにかく出し方は2つで、内容はこれからでというのは早く進めたほうが

いいと思います。

以上です。

○村椿敏章委員 (マイクオフのまま発言)

○永本浩子委員長 マイクを入れてください。

○村椿敏章委員 市長部局に出すこと自体、予算を取ってほしいというのも含めてなのかもしれませんが、教育委員会のほうで対応すればいいことだと思うのですよ。教育委員会だったら、その、この、いやいや予算も含めてかもしれないけれども、教育委員会にやっぱり提言すべきなのではないですか。教育委員会で予算を取ってもらえれば特に問題ないと思うのですけれども。

○金兵智則委員 中身はこれからというの、気持ちわかります。寝屋川方式を入れないなら、別に教育委員会だけでいいのではないのかって今村椿さんが言っているのだと思うのですけれども、でも、今後の流れの中でやっぱり市長部局にも出したほうがいいよねってなったときに、またこの確認が必要なのですね。取りあえず出し先は市長部局にも教育委員会にもしといて、でも中身的には教育委員会だけでいいよねというのは後でもう1回やればいいのであって、わざわざ最初の入り口を狭くしておいて後から広げるということは、やっぱりそれではなくて、広く取っておいて狭くすることはできるので、単なる出し先の話ですので、そこにそこまでこだわることかなという感じはしますけれども。

それはあれなのですかね、例えば陳情、要請、請願を出すときに、議長、副議長には出さないけれども、担当、何でしたっけ、省庁。省庁にだけ出せばいいというわけではなくて、総理大臣にも出せば、両議長にも出して、担当省庁にも出すというやり方を請願とかはしているのに、なぜ僕らの提言はその担当部署にだけこだわることかなというのがちょっとよくわからないのですけれども。別に、広く取っておく分にはいいのではないのですかね。広く知らしめることになぜそんなに否定的なのがよくわかりません。

○村椿敏章委員 要は、学校教育というのが独立したものだということですよ。そこで自治が行われて、そこに市長部局が介入してはいけないという考えがもともとありますから、そこを考えたら教育委員会を別に組織としてやっているという意味がなくなってしまうよ。もともとはそこでしょう。

○金兵智則委員 休憩してもらえますか。

○永本浩子委員長 暫時休憩します。

午前1時10分休憩

午前1時13分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

提出先につきましては教育委員会と市長部局と両方ということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そういったことで中身の議論に入りたいと思います。

先日、視察として、寝屋川市と吹田市のいじめ防止の取組について、種々勉強させていただいてまいりました。また、この2つの視察以外にも今回の提言にはぜひこういったことも入れてもらいたいというものあるかと思っておりますので、まず、今日は各委員の皆さんから、網走市に対する政策提言をしたらこんな内容をぜひ入れてもらいたいということをまず御発言いただいて、次回にきちんとそういったものを精査した上で、ある程度具体的になったものを基にして作っていきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではどなたからでも。

どうでしょうか、御意見。

○里見哲也委員 まず、その寝屋川形式みたいな言い方と吹田形式みたいな言い方で言うと、寝屋川のほうはいじめを止めに入るという、部局のほうに監査部みたいのをつくるという方式よりも、吹田のほうはいじめ予防というですね、つまり事件が起きたものを止めるというよりも、起こる前を指導するというスタイルがいいかなと、私は個人的に思いません。それが一つと、学校教育に入り込んでいいかどうかという論点があると思うのですけれども、教授の自由って、大学とか、それから議会もそうですけれども部分社会のほうでって口出しできないよというのではなくてきているのですよね。どんどん、特に小中学校に関しては教授の自由というのは完全には認められていないので、これはもう判例とかも出ていますから、そういう意味では悪気なくですね、先生方もお忙しくて大変でしょうから、こういう今回で言うとコンサルタントですよ。何だったかな、ちょっとどこかに書いたけれどもすぐに出てこないのですけれども、いろいろな全国の事例を知っているコンサルタントにいじめを防止するにはこういう方法がありますよという技法をぜひ取り入れたらどうでしょうかというような提言であれば何ら失礼に当たらないと思いますし、先生方の負担も少し楽になる。授業を年間3時間やるとかってありま

したから、こまは取られるかもしれないけれども、その仕事の負担が楽になりますよというのかな、発生抑制の中でというような導入を提案すれば受け入れられる側も受け入れやすいのではないかなというふうに思うので、ぜひちょっと本当この業者さんばかりではないかもしれないですから、調査は必要だと思うのですけれども、教授の自由とか部分社会のほうみたいに学校に入り込んではいけないというイメージではなくて、入れるという入り口から入るようにしたらいいと思います。

うまく言えないのですけれども、取りあえず以上です。

○永本浩子委員長 今回のコンサルタントというのは、吹田市が連携している子どもの発達科学研究所のことですかね。

○里見哲也委員 そうです。子どもの発達科学研究所というふうに紹介されましたので、そこはやっぱり聞いてみる必要はあると思うのですよね。成功事例だとすればそこは聞いてみる必要があると思います。

○永本浩子委員長 ほかにいかがでしょうか。

○古田純也委員 私はどちらかというと寝屋川市のいじめ対策に興味が大変ありまして、やっぱり即時対応するという行政アプローチが今までにない動きが期待できるのかなと思いますので、あとはどちらかというと、専門家によるスクールロイヤーという立場の方を、やっぱりいろいろな事例、データを基に学校に入り込んでいく。今、里見委員もおっしゃられました先生の仕事の少し量を減らす部分でも、専門家というのを設置するというものもあるのかなというふうに思っております。

○永本浩子委員長 ほかにいかがでしょうか。

○古都宣裕委員 私たちせっかくいじめに関しては二つ見てきて、どっちの方式とかというよりも、私はどちらの中でも、例えばすぐできるようなところを取り組んでもらえるような形の提言の中から、どちらもいいところをピックアップしていったほうがいいのではないのかなと思います。例えば、寝屋川であると、毎月チラシの配布などで相談窓口と相談しやすい体制を積極的につくってたりですか、吹田市であれば、いじめが起きたときのチャート方式でレベルを分けて、学校側がこれがどのレベルなのかというのを具体事例を交えた上で大変わかりやすくやっていたというところがあって、学校側から教育委員会への通報の形というのがしっかりと

マニュアル化されている。こういうことでも大分網走市の教育の中での動きも変わってくるのかなというふうに思います。

また、もっと広くできるのであれば、スクールソーシャルワーカーの導入、広域での導入というのをしっかりと検討していくようにやっていくほうが現実的かなと思いますし。

先ほど里見委員の話にもありました、先ほどの冊子の中での上層教育の中で子供たちに教えていくところが寝屋川にもありましたので、そこまで、もし落とし込むことができるのであれば、市の中でも望ましいと。

せっかく見てきたところのいいところというのを、せっかくできるのだからどちらかの方式とかというにとられることなく、いいものを網走独自に練り上げて、こういう形で取り組んでもらえたらいいだろうかと提言した中で、それも全部ではなくてもしっかりと取り組んでもらえるような形をこの委員会の中で練り上げていくのが大切かなと私は思います。

○金兵智則委員 今、古都委員おっしゃっていましたがけれども、寝屋川と吹田っていじめ対策というくくりにすると一緒の分野なのですからけれども、いじめを起こさないためにというのが多分吹田市で、寝屋川市がそれをやっていないというわけではないのですけれども、それに加えて寝屋川市がいじめが起きた後の対策という、これ、多分二つの項目になると思うので、別にわざわざどっちかというわけではなくて、この二つの部門でそれぞれ提言があってもいいと思います。例えば、市長部局というか、寝屋川のように市長部局のほうで担当課を、何て言うのでしたっけ、それに特化した監察課をつくるというのもそうですし、例えば岐阜市だったかな、岐阜市はいじめ監察官とかという1人先生を決めて、その先生を中心にすぐ早期に取り組むみたいな取組もやっているの、それは省部局にこだわらず、そういった専門の教員なのか、市長部局の人なのかはまた別として、すぐいじめ問題が発生したときに対応できるという姿勢、体制を整えるような取組というのは、寝屋川方式とかではなくて、その体制の構築ということを求めていくのもやっぱり必要なのではないかなというふうに思います。

多分、古都委員もおっしゃっていましたがけれども、いいところの羅列というのも多分必要なんだと思います。こんなことをやってください、こんなこ

とをやってください、あとはお金のかかることですが、こういう人たちの増員も必要ではないですかとか、地域との連携を含めて、こういったことも含め、そこまでちょっと話が広がるかどうかはまだわかりませんが、そういったのも全てひっくるめて提言だと思うので、やれることを、やってもらいたいことを挙げることであって、それを取捨選択するのは提言されたほうですから、僕らはやってほしいことをどんどん、どんどん積み上げていく、それが提言なんだというふうに思いますけれども。

○栗田政男委員 僕もそんなふうに考えていました。ガチっと組み上げてしまって、こうしなくてはいけなんでしょうねみたいな感じでやっちゃうとなかなか前に進むのも時間がかかってしまうので、私たちが感じたこと、その都度、今、里見委員も言ったようにコンサルも1つの大事な手法だと思います。いろいろな事例を持っているし、そういうところにしっかりと多少お金がかかってもしっかりとやるべきことをやって、その知恵を頂くと。

私たちもある程度、それが知恵になるかどうかは別にしても、教育委員会こんなところから始めませんかということを箇条書きに次々と出して行って、取り入れてもらえるところから始めていくというような方法がいいのかなという気がします。

当市においては、今、調査委員会が二つ立ち上がっています。いや、これはなかなか大変なことなのです。重大なのです。そういった意味からすると、一つ目、早めに始まった調査委員会のほうは3月末までにはいろいろな固まった話も出てくると思います。そういうことを受けた上で、また違った変化も、我々の考え方も出てくるのではないかという気がしますし、もう1個のほうも時間が経つにどんどん、今やっている最中ですからいろいろなものが見えてきますが、もしいじめだとすると、もうこれは大変なことなので、これ、大人の世界でも最近警察に相談したんだけど殺されてしまった事案が多いんですね、実は。警察が何もしていなかったわけではないのだけれども、大人の世界でもそんな今状況なので、網走の子供たちにはぜひともそういう立場になってほしくないの、できることから始めて、提言って重たいものではなくて、別に僕は何も構わないので、我々が見て学んで、大人として市民として考えられることを教育委員会になり市長にぶつけて、それを政策の中に入れてもらおうと

というのが私たちの大切な仕事ではないかなというふうに思います。

具体的にはまた後にします。

○村椿敏章委員 最後になってしまいましたけれども、皆さん話している中でも、やはり学校でいじめを起こさない対策としては、先ほど皆さんが言ったように、子どもの発達科学研究所のやり方というのを取り入れていくとか、そういうのを入れたほうがいいなと思うのですが、もう一つ起きたときの対応については、寝屋川でも言っていたと思うのですが、ほとんどが学校で対応できていると。それと同じようにね、市長部局もやっているのだけれども、実際に解決しているのはほとんど学校がされているという部分ですから、やはり起きたときは学校が対応できるように、そこに今、時間がかかっているのが、網走で言えばその現状だと思うのです。ですから、学校の先生を援助するような予算、または人員の配置とか、その辺が必要になってくると思うのですよ。

今までもいろいろありましたけれども、少人数学級の実現というのも当然それにつながるでしょうし、そういう提言もいいのかかと。

先ほど金兵さんも言ったように、地域との連携を含めてという部分では、やはり地域でもいじめがあるというのを認識するという意味で、または学校だけではなくて、地域の中でそういう様子が見えたときには、当然周りの人が駄目だよという話ができるようなね、そういう雰囲気づくりにしていく必要もあると思うので、そんなところを入れてもらえたらなど。あとは、やはり教育委員会自体は、学校教育自体は学校で行うところですから、その環境づくりを支援していくと。予算にしろ、先ほども言ったように人員配置とかその辺でカバーしていくというのをやっぱり大前提としてやっていてもらいたいなと思います。

○永本浩子委員長 皆さんから、今一通り発言していただきまして、私も今回視察をさせていただきまして、やはりいじめが起きたときの対処法と、あとはいじめを起こさないための予防対策という大きく二つに、両方かかるかと思えますけれども、分けられるのかなという思いであります。

寝屋川は、人権問題としての捉え方という新しい角度で市長部局が関わるということで、やはりほぼ学校の中で解決はされているけれども、そこにはかなり時間がかかっている。それを迅速に対応するた

めにこういった形で監察課をつくって、いじめ通報促進チラシ、これがかなり効果を出しているのではないかなという思いでございました。学校以外にも相談を持っていくもう一つの方法と場所があるということが、一つまた新しい角度で、いじめに対応していけるのではないかなと思いますのでこういった手法を網走も取り入れられればいいのではないかと考えております。

また、吹田市のほうでも、先ほども言いましたけれども、子どもの発達科学研究所と連携をしてワークブックづくり、そして予防事業、小中9年間にわたってずっと行っているこの予防事業をぜひ網走でも取り入れていただきたいなと私も思っております。子どもの発達科学研究所、リモートでも研修が受けられるようなこともおっしゃっていただきましたので、ぜひ教職員の研修もやっていただき、そしていじめ予防事業もぜひ網走でも実施していただければと思っております。

また、いじめ対応支援員として校長経験者などの方が各学校に配置されてアドバイスをしていくとか、こういったことやスクールいじめ対応、専任のスクールカウンセラー等も、人為的になかなか難しい部分はあるかもしれませんが、そういったところがまた配置できれば、かなり学校の先生たちも助かってくるのではないかなと思いますので、こういったこともぜひとも、私個人としては思っております。

今一通り皆さんの思い、こういったことを具体例等も出していただきましたので、今日皆さんから出していただいたことをちょっと具体的に箇条書き等にして、次回のときにそこまで正副で作って、それを基にして少しこれを残すとか、もっと深めるとか、これはいらぬとか、様々あるかと思っておりますので、ちょっと提言を具体化していきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。まだまだあれですか。

○古都直裕委員 方向性の、ある程度の概要を皆さんが多分しゃべったぐらいだと思っていて、具体的な羅列するべき内容というのは、皆さんそれぞれまだ腹の中にあつた上で出てきていないのかなと私は感じていたので、まだそれを箇条書きのペーパーにするという段階ではなくて、それぞれ今回どこまで進むかわからないのですけれども、またそれを今回の話を基に皆さんがまだ持っている、こうしてほしいという方向性を持っていると思うので、それを次

回でも出してもらった上で、またそれを今度さらにまとめていって進めていくのが良いのではないかなと思うのですけれども、ちょっとまだ急ぎすぎかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○永本浩子委員長 どうでしょうか、ほかの方。

○金兵智則委員 委員長がおっしゃっている箇条書きになるのか、どんな表になるのかわからないですけれども、皆さんが言ってもらったものを基に次回というのは、僕はそこを否定するわけではないのですけれども、まだ皆さん何もしゃべっていないのではないですか。その中身について言っている方ってほとんどいなかったような気がするので、その意見聴取を一通り終えた上での今の発言ならわかるのですけれども、今、どういった方向性みたいな話の中なので、これを入れてほしい、あれを入れてほしいというのはまだ皆さん挙げてないのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうかね。

○永本浩子委員長 どうでしょうか。もう少し、もう1回ぐらい。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時42分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

今回のこの政策提言ですけれども、今日様々御意見いただきましたけれども、年内をめどに、それぞれの委員さんの御意見なり提言に入れてもらいたいことなどを、箇条書きでも結構ですので提出していただきまして、年明けに次回は協議会という形で、皆さんと議論を深めていきたいと思っておりますけれども、こういった形でもよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、本日の委員会は以上で終了したいと思います。

お疲れさまでございました。

午後1時43分閉会